

三陸沿岸道路における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的
事項の協定

岩手県警察本部長及び宮城県警察本部長は、三陸沿岸道路における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（令和3年3月3日付け岩手県公安委員会及び宮城県公安委員会との協定。以下「公安委員会協定」という。）第4条の規定に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

令和3年3月3日

岩手県警察本部長
警視長 大 濱



宮城県警察本部長
警視監 千 野



（相互の協力）

第1条 岩手県警察及び宮城県警察（以下「協定県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し相互に協力するものとする。

（警ら区域）

第2条 協定県警察の警察官が三陸沿岸道路（一般国道45号のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。）において相互に警らを行う区域は、公安委員会協定第1条に規定する区域（以下「協定区域」という。）のうち、原則として宮城県気仙沼中央インターチェンジから岩手県陸前高田インターチェンジまでの区域とする。

（応急措置）

第3条 協定県警察の警察官は、協定区域（自らの管轄区域を除く。）において、交通事故、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案（以下「交通事故等」という。）を認知したときは、当該交通事故等の処理に当たるとともに、速やかに当該交通事故等の発生地を管轄する協定県警察に通報するものとする。

（協力要請）

第4条 協定県警察は、協定区域（自らの管轄区域に限る。）において交通事故等が発生し、これを迅速に処理しなければ他の交通事故等を誘発するおそれがある場合において、職権を行使することができる相手方県警察の警察官の協力を得て交通事故等を処理する必要があると認めるときは、当該相手方県警察に対し警察官の応援その他の協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第5条 協定県警察は、前条の協力を要請するときは、東北管区警察局総務監察・広域調整部高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和3年3月6日から実施する。
- 2 道路交通法施行令第42条第1項に規定する自動車専用道路（通称三陸沿岸道路）における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（平成31年2月27日付け岩手県警察本部長及び宮城県警察本部長との協定）は、廃止する。